二五・二〇		天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	
二五二〇・一〇		天然石膏及び天然無水石膏	CC
二五二〇・二〇		プラスター	CTSH
二五二一・〇〇		石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	CC
二五・二四		石綿	CC
二五・二五		雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	
二五二五・一〇		粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	CC
二五二五・二〇		粉	CC
二五二五・三〇		くず	WO
二五・二六		ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	CC
二五・二八		天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	CC
二五・二九		長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	CC
二五・三〇		鉱物（他の項に該当するものを除く。）	CC
第二六類			
二六・〇一		鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	CC
二六〇二・〇〇		マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）	CC
二六〇三・〇〇		銅鉱（精鉱を含む。）	CC
二六〇四・〇〇		ニッケル鉱（精鉱を含む。）	CC
二六〇五・〇〇		コバルト鉱（精鉱を含む。）	CC
二六〇六・〇〇		アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	CC
二六〇七・〇〇		鉛鉱（精鉱を含む。）	CC
二六〇八・〇〇		亜鉛鉱（精鉱を含む。）	CC
二六〇九・〇〇		すず鉱（精鉱を含む。）	CC
二六一〇・〇〇		クロム鉱（精鉱を含む。）	CC

二六・一一	二六一一・〇〇	タングステン鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一二		ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一三		モリブデン鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一四	二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一五		ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一六		貴金属鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一七		その他の鉱（精鉱を含む。）	CC
二六・一八	二六一八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	WO
二六・一九	二六一九・〇〇	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	WO
二六・二〇		スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	WO
二六・二一		その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	WO
第二七類			
二七・〇一		鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
二七・〇二		石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	CC
二七・〇三	二七〇三・〇〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	CC
二七・〇四	二七〇四・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	CC
二七・〇五	二七〇五・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	CC
二七・〇九	二七〇六・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	CC
二七・〇九	二七〇九・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	CC
二七・〇九	二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	CC
二七・一〇		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分のものを成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	
廃油	二七一〇・九一	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	WO